

みなさんと議会を結ぶ……議会だより

議会ゆがわら

平成20年9月

No.67

編集/発行 湯河原町議会

〒259-0392

神奈川県足柄下郡湯河原町中央二丁目2番地1

TEL 0465-63-2111(代) FAX 0465-63-9674

湯河原町議会のホームページ <http://www.town.yugawara.kanagawa.jp/>
湯河原町議会のE-mail gikai@town.yugawara.kanagawa.jp



両市町の交流を通じて

友情の輪広がる

三原やっさ 子ども連 参上!!

6月
定例会

6/10~6/20

- 一般質問 …………… 2
- 委員会だより …………… 6
- 主な条例の改正 …………… 7
- 審議と賛否 …………… 8

6月定例会

平成20年第3回湯河原町議会6月定例会は、6月10日から会期11日間（本会議開催3日間）にわたり開催されました。

この定例会では、条例、補正予算、指定金融機関の指定、動産の取得、人事など議案19件のほか、湯河原町選挙管理委員及び選挙管理委員補充員の選挙、陳情審査2件などを審議しました。

一般質問

質問者 村瀬公大議員

Q 県西地域2市8町の合併について



過日、現在の新合併法の期限内の平成22年度末までに、2市8町で合併することとは厳しいという見解を伺

いました。町民の皆様へも合併に関する資料をお配りし、説明会も開催するつもりですが、合併に関するアンケート調査などを実施して、町民の声を聞く考えはあるか伺います。

A 合併に関しては、当然のことながら、民意なくして合併はあり得ないと考えております。今後、さらに詳細な検討が必要となった場合に、次のステップとして任意の合併協議会を立ち上げることにすれば、行政だけではなく、住民や民間団体、議会の代表や学識経験

を有する方などにもご参加いただき、合併の方式、合併の期日、新市の名称及び新市の事務所の位置などの基本4項目をはじめ、一般的には二千以上とされております項目について、調整していきます。その結果を住民の皆様方に、ご説明するとともに、必要に応じてアンケート調査なども実施していきたいと考えております。

【その他の質問】
・暫定税率が一か月間廃止となったことによる町への影響について
・湯河原中学校における給食について

質問者 中島 寛議員

Q 補助金交付関係規則の改正について

(1) 先の町議選において、町から補助金を受けている団体が、特定の候補を公然と支持している事実は確認しているか。

(2) 町から補助金を受けてい

る団体が町内の選挙で特定の候補を支持することをどう考えるか。
(3) 町の補助金交付関係の規則に、補助金を受けている団体が町内で選挙活動をした場合、補助金を返還させるといった規定を設ける考えはないか。

A (1) 選挙管理委員会事務局に確認したところ、ある区民から、「区会が候補者を推薦するよつだが良いのか。」との問合せがあり、この趣旨は、補助金を受けている区会という団体が、候補者を推薦することの善し悪しではなく、いろいろな候補者を支持している区民がいる中で、区会として一人の候補者を推薦することについて、ということを確認しています。

(2) 候補者を支持するという根底は、その候補者の政策、あるいは日頃の政治活動等に賛同することと解しており、その政策等に賛同するしないは、誰にも強要することができないと考えています。

(3) 本年3月定例会の予算質

疑でも、担当課長が「過去の選挙で同様なご質問があり、県選挙管理委員会に照会をした結果、公職選挙法上の制限がないとの回答でした。また、他の市町村において、選挙活動等をしてはならないなどの規制をしていないため、必要ないと認識しております。」と回答しており、この考えは、現在も変わっていません。

Q 消防団の消防車の使用について



(1) やつさまつり等の際に、消防車で花車を先導したり、消防車と同行する車両が集合を行っている状況が見られるが、適正と考えるのか。
(2) 消防団による消防車の使用について、消防活動以外での使用を禁止する規則を設ける考えはないのか。

A

(1)消防団は成り立ちや歴史から、長年にわたり、地域に密着した活動を推進しており、火災や災害はもとより、クリーン&グリーン大作戦や地域の行事についても、職務として協力をお願いしているもので、消防ポンプ車を使用することは、活動中に火災が発生した場合に対応するためにも必要であり、適正と考えています。

(2)規則で職務のほかには使用しないことを定めており、改めて禁止事項を設ける考えはありません。

【その他の質問】
・消防署奥湯河原分署の通勤について

Q

2市8町の合併問題について
質問者 小澤真司議員



「県西地域市町合併に関する検討報告書」と「事務事業調査報告書」は、市民の生活をどのように守っていくかについての観点からみた報告ではなく、合併を市民、町民に押し付ける内容となつておられると思われ、合併をしないと赤字になり、合併すると赤字になると報告しています。

ア 現在2市8町の財政は大きな問題もなく運営されているが、大井町、松田町、箱根町が今年度から赤字になるとしていることについて

イ 過去の真鶴町との合併の資料と県西地域合併検討資料との歳入・歳出に大きな違いがあることは問題があり、両町とも黒字運営をしている。このように赤字を前面にして住民を惑わすことはどうなのか。
ウ 「高齢化社会の到来」を挙げて問題にしているが、地方自治体で「少子高齢化だからやっていけない」との話は問題ではないのか。

A

財政推計の方法は、推

計結果の透明性及び客観性を確保するため、歳入・歳出とも一定の算出方法にのっとり、各市町共通の認識のもとに推計をしています。その結果、各町とも、人件費及び投資的経費は減額するものの、物件費、補助費及び繰出金が増額となり、赤字の試算となっております。

イ 三位一体の改革による国庫補助金・国庫負担金の廃止・縮小、地方への財源移譲など、真鶴町との合併を検討した時期とは、地方財政を取り巻く環境が大きく変わっており、県西地域の合併に関する財政推計と、真鶴町との合併検討時の財政推計とは、算出根拠も異なっております。あくまでも今後の行財政運営の見込みで赤字になる可能性を示したものであり、実際の行財政運営とは異なっております。

ウ 合併を検討する背景の一つとして、少子高齢化社会の到来を挙げており、働く世代が減り、歳入規模が縮小する一方で、市町村が

提供する医療・福祉サービス等の需要が増加し、サービスの内容が高度かつ多様になるとともに、その水準を維持することが期待されています。市町村の人的・財政的な基盤をより充実させる必要があり、合併を検討する背景となっております。

【その他の質問】
・後期高齢者医療制度の廃止について

質問者 内藤陽子議員

Q

県立湯河原高校の跡地について

(1)現段階での県の意向はどうか。
(2)今後の方向性について、町の独自のお考えはありますか。

(3)跡地を購入する場合のメリット、デメリットは、どのように考えているか。
(4)建物の現況と耐震状況は、どのようになっているか。



A

(1)県有地の利活用の優先順位は、県自らが利活用すること、それがない場合は、地元市町村において、その地域にふさわしい公共的・公益的な活用があるか、さらに、このような活用が見込まれない場合、民間へ売却するとの方針で検討が進められています。グラウンド部分については、海岸の人工リーフ設置工事に伴い、平成24年の3月までの3年半の間、県が利用することとなっております。

(2)高校跡地の今後の利活用については、昨年12月から本年1月にかけて、町内の産業やまちづくり団体などに対し調査を実施し、その

結果を受け、2月18日に意見交換会を開催し、結果について、県に報告をいたしました。なお、今後の方向性については、県が設置いたします実務担当者レベルの会議において検討される予定となっております。

(3)跡地購入のメリットとしては、国道に接するおよそ2万8千㎡の土地を公共的・公益的な活用が可能となる反面、課題としては、民間の自由な発想による経済活動が制限され、そこから発生する税収を見込めないことや取得に係る将来負担の財政への圧迫などが考えられます。なお、平成18年12月7日に、購入するための財政計画が整わず、断念する旨の文書を知事宛に提出した経緯があり、現在もその状況に変わりはありません。

(4)現在の管理は、午前8時30分から午後5時30分までは管理人を配置し、夜間は、機械警備を実施しているとのことです。建物の耐震状況には、昭和56年に施行された改正建築基準法による新耐震基準を満たしている

との回答をいただいています。

【その他の質問】

・町の遊休地に特別養護老人ホームとグループホームが一体となった低料金の町営施設について

・公共施設の耐震状況について

質問者 長谷川俊子議員

Q 中学校給食の実施について



学校給食法には、学校給食が児童生徒の健全な発達に資し、かつ、国民の食生活の改善に寄与する目的として実施するとうたわれておりますが、同法は、昭和29年に公布され、給食が開始した時代に比べ児童生徒の体格向上は著しく、一部にはその目的はすでに達成したとさえ言われています。

しかし、昨今の児童生徒は、偏った栄養摂取などが原因とみられる糖尿病、肥満、ぜんそく、アレルギーなどが目立っており、将来の生活習慣病の予防のため、規則正しい食生活は重要な課題です。また近年、女性の社会進出は大いに進み、夫婦共働き世帯、子育て世帯の支援の観点からも、対応が求められています。そこで、中学校の給食の実施についてのお考えをお聞かせください。

(1)中学校給食の実施の是非についてのお考えはどうか
 (2)実施に向けて、課題は何か。
 (3)課題を克服するには、何が必要か。
 (4)お弁当で親子の愛情が深まるという議論について、お考えはどうか。
 (5)今後、給食について、教育委員会、生徒、保護者間での意見交換の場はあるか。

と教育委員会の立場としては、新しい学習指導要領を実施していく上で、中学校給食の実施は、非常に難しいものと判断しています。

(2) 給食開始時間が午後1時を過ぎてしまい、部活動や生徒会活動などの時間が制限されるなどの「教育課程の問題」、特別日課が組みにくくなること、弁当を通じた保護者との会話が少なくなり、保護者とのふれあいが薄れるという、精神的な面での課題が考えられます。

(3)登校時間を早くする必要が生じ、学区が広いために難しいと考えます。授業時間の短縮により、年間の授業時間が減ることや下校時間を遅くした場合、部活動や生徒会活動の終了後の安全面に問題が生じます。

(4)いわゆる愛情弁当が、家庭の教育力を高めるといいう見地から、教育界で強く叫ばれてきたところであり、画一的な学校給食より、親が子どものために工夫した弁当が、最も望まれるものと思っております。

(5)教育情報の提供、意見交

換をしていくことは必要であり、今後、先進地の事例研究や検討を重ねていきたい。

質問者 佐藤 恵議員

Q 元気な高齢者が地域貢献できる介護支援ボランティア制度の導入について



65歳以上の元気な高齢者が、介護支援のボランティアをすることでポイントのため、自らの介護保険料の支払いに充てるなど「介護ボランティアポイント制度」が始まっています。元気な高齢者が、地域貢献できる

介護支援ボランティア制度等を導入するお考えがあるか伺います。
 (1)本町の65歳以上の国民健康保険、老人保健医療制度の医療費はいくらですか。
 また、将来の推移はどのように見込んでいるか。
 (2)介護予防サポーター講座が、4回にわたり実施されていますが、講座を受けたサポーターの活用はどうなっているか。

A 東京都稲城市では、高齢者が地域貢献をすることを積極的に奨励及び支援し、高齢者自身の社会参加活動を通じて介護予防を推進するため、介護支援ボランティア制度を設けています。ボランティア活動の基本は、自発的に、いつでも、無理なく、できる時に協力いただくことと考えており、今後、先進事例を研究し、本町での導入についても、検討したいと考えています。
 (1)平成19年度実績で、国民健康保険に加入の65歳以上75歳未満の方の自己負担分を含む医療費の費用額は、年間約16億2千5百万円、

老人保健医療制度に加入されていた75歳以上の方の医療費の費用額は、約28億4千万円の決算見込みとなっています。また、過去5年間の実績で見ると、平均25%の伸び率となっており、同程度で推移するものと考えています。
 (2)介護予防サポーター養成講座修了者で、介護予防サポーターとして町に登録された方については、まず城堀会館でのグループプリビング事業の支援をお願いし、その後、開催する予定の介護予防教室への支援も順次お願いをしたいと考えています。

Q 質問者 丸山孝夫議員
 低投票率改善のため、投票所区域の見直しと新興住宅地等の対策について

投票所に足を運ぶということは、町民参加の町づくりの一番の基本ですが、先の選挙では、町有権者の3分の1以上の8千545人

が投票に参加しませんでした。より健全な社会の発展のために、投票を促進するための改善が望まれます。
 (1)昨今の選挙の低投票率について、どう分析されているか。
 (2)川堀、吉浜、鍛冶屋、オレンジライン上、万葉の郷など、新興住宅地の投票率の向上について、どのように考えているか。
 (3)年代別の投票率を分析把握されているか。



A (1)今年3月執行された町議会議員選挙の投票率低下傾向や、昨年4月執行した県知事選挙は40.25%の低投票率で、県下60開票区のうち、55位となったことは、憂慮すべき状況だととらえています。また全国的に同様の傾向にあるところですが、若年層の政治離れが進んでいますので、インターネッ

トや携帯電話によるメールマガジンをさらに活用し、政治への関心を高めたいと考えております。選挙管理委員会では、街頭での啓発活動、広報車による投票の呼びかけ、のぼり旗の掲出、広報紙によるお知らせ、昨年の町長選挙及び議会議員補欠選挙からは、「選挙公報」を新聞折込みするなど、新たな取組をしておりますが、思うような成果となっていないことも事実です。他市町等の取組状況を参考にしながら、調査研究していきたいと考えています。
 (2)新興住宅地では、投票所まで距離があり、投票率に影響を与えていることが考えられます。投票者の意見を十分踏まえ、投票区の見直しにつままして、選挙管理委員会に諮り、積極的に取り組んでまいりたいと考えています。
 (3)今年の3月執行の町議会議員選挙の投票率低下傾向を踏まえ、年代別投票率を集計、分析しており、20歳代が41%と一番低く、本町の若年層投票率は、低投票

率傾向になっていると分析しています。

**補正予算が
決まりました**

会計名・補正額	概要
一般会計補正予算 (4,652万9千円の増額)	<ul style="list-style-type: none"> ・重度障がい者住宅設備改良費補助事業費の増額 ・自主防災組織育成事業費の増額 など
国民健康保険事業特別会計補正予算 (449万5千円の増額)	<ul style="list-style-type: none"> ・老人保健医療費拠出金の増額 など

委員会だより

総務文教・福祉 常任委員会

(6月17日開催)

主な所管事務調査

平成19年度の収納状況と平成20年度の収納状況報告の内容などについての審議を行いました。

主な報告事項

・湯河原高等学校跡地に係る経過について

湯河原高等学校跡地に係る経過や「跡地のあり方に関する意見交換会」の開催結果の報告を受けました。

・住民票の写し等電話予約及び電子申請予約業務取扱について

6月1日から開始している住民票の写しや印鑑登録証明書の電話予約サービスの内容について報告を受けました。これにより役場の開庁時間に来庁できなくても、電話予約などにより、平日の夜7時までには役場宿直室で、土日祝日は駅前観

光案内所で受け取りができるようになりました。詳しくは、住民課窓口担当まで

63,2111内線32113(23)

・ポートステイブンス市中学生派遣事業について

8月17日(日)から28日(木)までの12日間、中学2年生6人が姉妹都市オーストラリア・ポートステイブンス市を訪問し、ホームステイや地元学校の生活を通じて交流を深めました。



環境・観光産業 常任委員会

(6月13日開催)

平成19年度「湯河原梅林梅の宴」の事業報告と平成

20年度「夏季行事」実施計画などについての報告がありました。

広域行政特別委員会

(6月16日開催)

湯河原町・真鶴町広域行政推進協議会の平成19年度の会務・決算報告及び平成20年度の事業計画・予算案についての審議を行いました。

町立小中学校の教育環境整備の調査に関する特別委員会の設置

湯河原中学校の耐震化の調査に関する事項と、教育環境整備等の調査に関する事項の2つを目的として、「町立小中学校の教育環境整備の調査に関する特別委員会」を設置しました。

この委員会では、湯河原中学校の耐震化問題をはじめ、町民の関心が高い給食制度の問題や、現在の児童・生徒を取り巻く教育環境の整備を議会と行政が一体と

なって、広く検討を行っていくという趣旨に基づき全議員16名の委員により設置したもので、8月20日までに4回の委員会を開催し、協議を行っています。

(委員長) 丸山孝夫議員

(副委員長) 室伏重孝議員

【設置期間】6月20日～平成21年3月定例会において終了の議決まで

人事案件

湯河原町選挙管理委員及び湯河原町選挙管理委員補充員の選挙について

指名推選による選挙の結果、次の方々が当選されました。

任期は、平成20年8月12日から平成24年8月11日までです。

選挙管理委員

西山 敦さん(再任)

岡崎 潤さん(再任)

神永 繁さん(再任)

近藤 博道さん(新任)

選挙管理委員補充員
梅原 紘明さん(新任)
山本 眞一さん(新任)
窪寺 正歳さん(新任)
渡邊乃里子さん(新任)

湯河原町教育委員会委員の任命について

杉山茂久さんの退任に伴い、後任の教育委員会委員として、石井紘一さんの任命に同意しました。任期は、平成21年1月31日までです。

動産の取得

高規格救急自動車の購入など、3件の動産の取得を議決しました。



本署に配備予定の高規格救急車

工事請負契約の締結

湯河原小学校体育館・渡り廊下と吉浜小学校南棟の耐震大規模改修工事についての工事請負契約の締結を議決しました。

陳情

吉浜字船岡地区の建築物の高さ制限及び景観についての陳情書については、「景観条例の中に高さ制限を10m以下にする条項を設けて欲しい」という要旨については「趣旨採択」に、その他の要旨については不採択となりましたが、今年度見直しをする湯河原町都市マスタープランの中で、広く町民の意見を聞き反映させることなどが、付帯意見として加えられました。

重度障害者医療費助成見直しについての陳情書については、今年10月からの県の制度改正により、一定額を超える所得がある方は助成の対象外とする所得制限

の導入や一定の条件に当てはまる場合、受診ごとに、通院1回200円、入院1日100円の定額を徴収することになっていますが、本町においては、所得制限や年齢制限を設けず、新たな負担も求めないこととなっているので、「採択」となりました。

主な条例の改正

湯河原町 福祉会館条例

門川会館の改修工事により会議室が増えることに伴い、会議室使用料の設定や門川会館、鍛冶屋会館の空調設備の整備による冷暖房使用料の改定をしたもの

湯河原町

国民健康保険条例

後期高齢者医療制度の実施に伴い、保険料の緩和措置を講ずるための減免規定を一部改正したもの

史上初の武家政権誕生へのステップ

源頼朝「鎌倉幕府開運街道」の地、湯河原

立石

源頼朝が運試しにこの石を投げて垂直に立てばいつか自分が天下を取る時が来るが、もし立たずに倒れれば、自身の時代はなく、このまま滅びるのであると念じ投げた石はみごと山の中腹に立ち、そのお陰で運が開け鎌倉幕府を築いたと言われる。



かぶと石

源頼朝が山中を逃げる途中、休息を取るためかぶとを脱いで置いたとされる石



シリーズ

立石とかぶと石

湯河原町と広島県三原市はどんな縁があるの？

今回の表紙では、「三原やっさ」をご紹介しましたが、源頼朝の時代、湯河原は「土肥郷」と呼ばれ、土地の豪族土肥実平が城を築いていました。実平は、頼朝が挙兵の際にいち早くはせ参じ、頼朝が安房国(現在の千葉県南部)に渡り、再起を図るのを手助けしました。鎌倉幕府成立後、その手腕を高くかわれた実平は、瀬戸内海の治安確保のため、安芸国(広島県三原市を中心とした地域)に派遣され、この地でもまた数々の実績を残しました。「三原やっさ」は、実平の死後、その功績に感謝し庶民が踊ったもので、湯河原でもこの「三原やっさ」を取り入れ、現在の「湯河原やっさ」として踊られることになりました。

審議した議案と各議員の賛否（平成20年6月定例会）

○は賛成、×は反対を表しています。
土屋誠一議長は、採決に加わりません。

議案番号	議案名	議員名											審議結果				
		山本俊明	室伏友三	村瀬公大	中島寛	佐藤恵	長谷川俊子	露木寿雄	室伏重孝	高橋延幸	内藤陽子	杉本光明		原田洋	小澤眞司	松野満	丸山孝夫
33	専決処分の承認について(湯河原町税条例の一部改正について)																承認
34	専決処分の承認について(平成20年度湯河原町老人保健医療特別会計補正予算(第1号))																承認
35	湯河原町福祉会館条例の一部改正について																可決
36	湯河原町国民健康保険条例の一部改正について																可決
37	湯河原町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について				×												可決
38	湯河原町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について				×												可決
39	湯河原町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について				×												可決
40	平成20年度湯河原町一般会計補正予算(第2号)				×											×	可決
41	平成20年度湯河原町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)																可決
42	湯河原町指定金融機関の指定について(株式会社横浜銀行)																可決
43	動産の取得について(高規格救急自動車の購入)				×												可決
44	動産の取得について(高規格救急自動車積載高度救命処置用資機材等の購入)				×												可決
45	神奈川県後期高齢者医療広域連合規約の変更について												×		×		可決
46	湯河原町教育委員会委員の任命について				×												同意
47	工事請負契約の締結について(平成20年度湯河原小学校体育館・渡り廊下耐震大規模改修工事)												×				可決
48	工事請負契約の締結について(平成20年度吉浜小学校南棟耐震大規模改修工事)																可決
49	動産の取得について(塵芥収集車の購入)																可決
陳情5	湯河原町吉浜字船岡地区の建築物の高さ制限及び景観についての陳情書																採択
陳情7	重度障害者医療費助成見直しの陳情書				×												採択
議案2	湯河原町議会委員会条例の一部改正について				×									×	×		可決
決議1	町立小中学校の教育環境整備の調査に関する特別委員会設置に関する決議				×												可決

傍聴のご案内

本会議及び常任・特別委員会は、傍聴ができます。(本会議場の傍聴席は20席です。なお、委員会の傍聴は先着6名とさせていただきます。)
受付/開催日の午前9時から
場所/第1庁舎2階 議会事務局

9月議会日程

- 9月12日(金) 本会議(一般質問)
- 16日(火) 本会議(条例・補正予算等)
- 17日(水) 環境・観光産業常任委員会
- 19日(金) 総務文教・福祉常任委員会
- 24日(水) 本会議(決算質疑等)
- 25日(木) 決算審査特別委員会
- 26日(金) 決算審査特別委員会
- 30日(火) 本会議(委員長報告等)

編集後記

昨年4月に施行された「議会基本条例」や「議会ゆがわら」の編集に関する行政視察が増えたことにより、議会では、視察用の冊子を作成し、議会運営や議会改革についての意見交換を行っています。
今年度は、すでに11団体が訪れ、約百名が町内に宿泊されており、



議会だより編集委員会

- 委員長 小澤 眞司
- 副委員長 室伏 重孝
- 委員 室伏 友三
- 委員 内藤 陽子
- 委員 丸山 孝夫
- 委員 中島 寛